

「奈良県業務継続計画（BCP）震災編／新型インフルエンザ等対策編」の策定について

防災統括室

BCP策定の基本的事項

- ・行政における業務継続計画（Business Continuity Plan = BCP）は、危機事象発生時に行政自らも被害を受け、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時に新規に発生する業務及び事業継続の優先度の高い通常業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順を組織として共有し個々の職員が理解して対応することにより、適切な業務執行を行うことを目的とした計画
- ・奈良県は、大規模地震及び新型インフルエンザ等のパンデミックに対応するため、「震災編」及び「新型インフルエンザ等対策編」を策定

震災編、新型インフルエンザ等対策編 危機事象の比較（特徴）

項目	震災	新型インフルエンザ等
発生	主に兆候がなく突然発生する	海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能
直接的な被害の内容	人的被害に加え、道路・鉄道・建物・施設・設備等への被害が大きい	主に人的被害で、時間の経過とともに被害が拡大する
地理的な影響	被害が地域限定であり、被災地以外からの支援が可能	被害が国内全域、全世界的になる恐れがある
被害期間	最初の地震が最大被害であり、余震も一定期間継続	感染流行の第一波の期間が8週間、その後、数次の波により長期化（不確実）
被害制御	被害規模は事後の制御不可能	被害規模は感染対策により左右される

基本構成（震災編、新型インフルエンザ等対策編 共通）

＜本編＞

1. 計画の基本的な考え方

- ・震災により業務にハード・ソフト両面で必要な資源に制約が生じる中で適切な業務執行を確保。
- ・新型インフルエンザ等により人的被害が長期化する中で適切な業務執行を確保。

2. 各事象の想定

- ・大規模地震及び新型インフルエンザの流行による被害の想定。

3. 優先業務に關すること

- ・非常時優先業務及び通常業務の仕分けについて
※次ページ以降参照

4. 実施体制(人員)に關すること

- ・両計画とも最大4割程度の職員が参集不能になると想定。
- ・要員の確保・人員の不足の調整、職務代理順位、代決、職員の安否確認等

5. 執務環境の確保

- ・非常用発電設備、防災行政無線等（震災編）
- ・職場の清掃、消毒、発熱者の入場制限等
(新型インフルエンザ等対策編)

6. 今後の取り組み

- ・計画の見直し、市町村との連携 ほか

＜資料編＞

1. 優先業務一覧

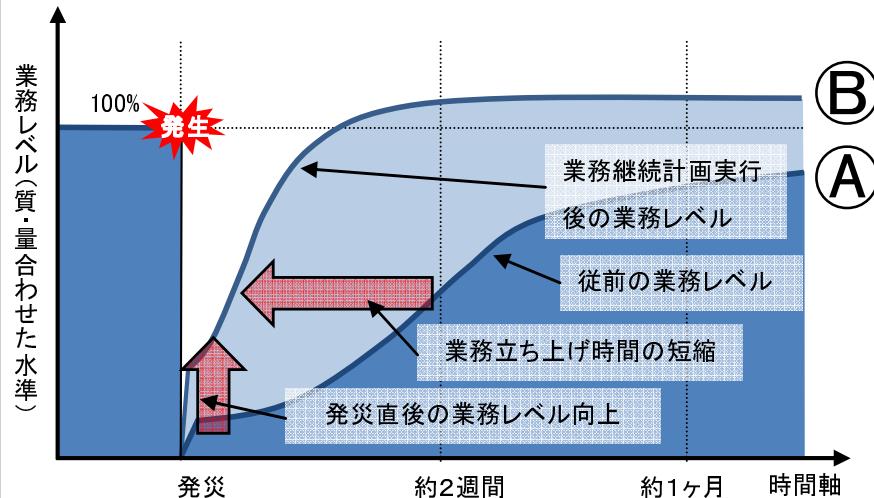
2. 職員の状況一覧

3. 関係機関との連絡体制

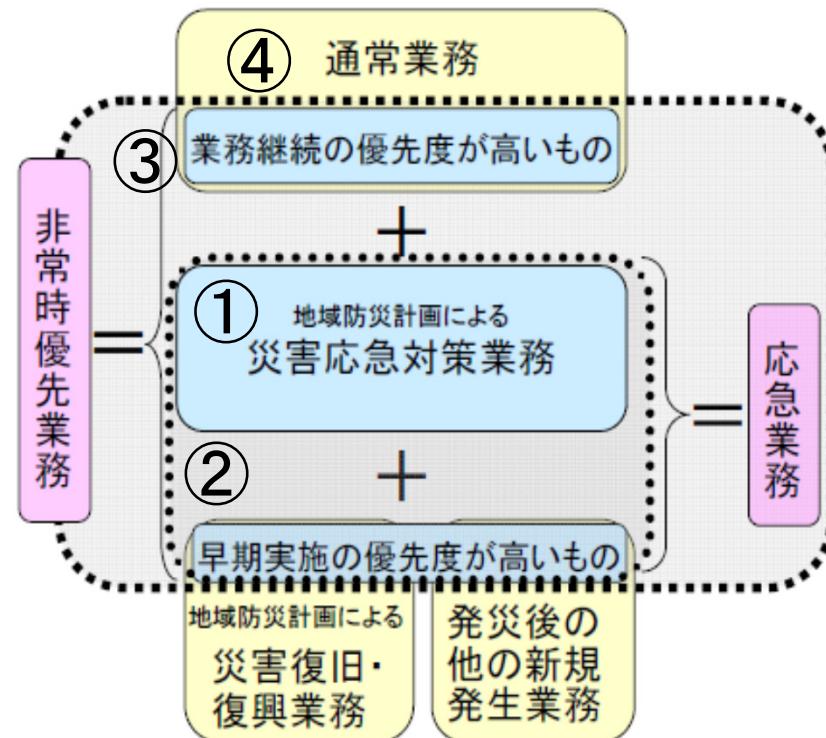
震災編

○想定：直下型地震。

**職員の約4割が被災、欠勤。
発災から1か月後までを対象。**



業務整理のイメージ



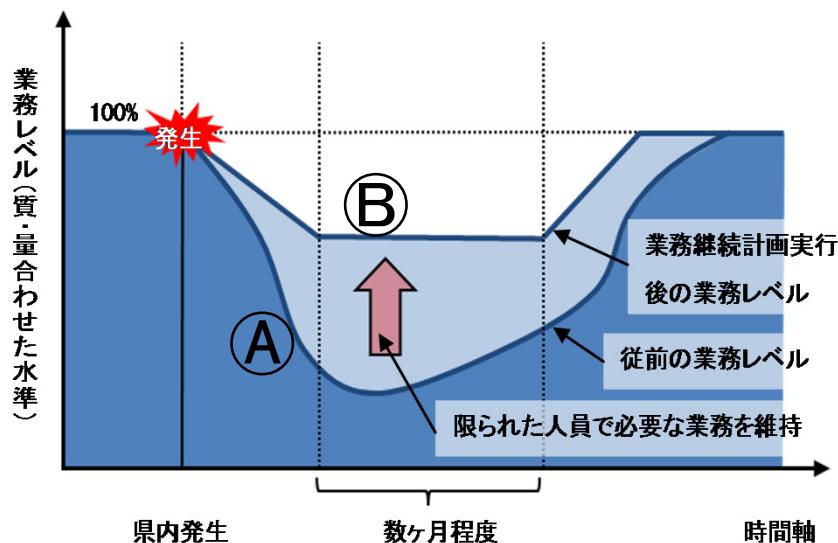
○具体的には、全ての業務を

- ①災害応急対策業務
- ②早期実施の優先度が高い復旧・復興業務
- ③業務継続の優先度が高い通常業務
- ④休止業務

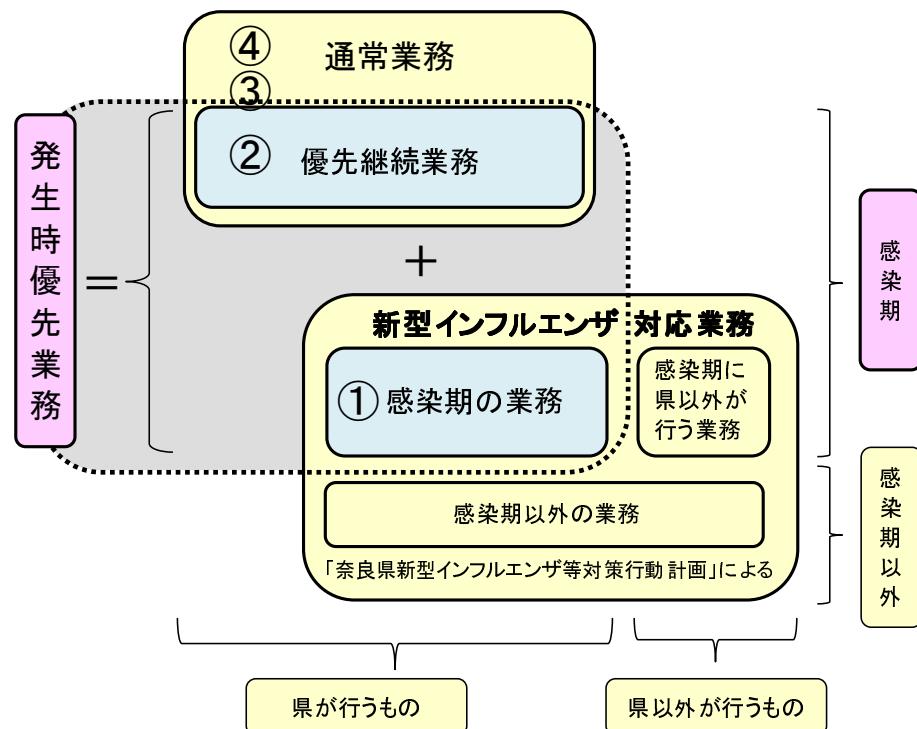
に整理。①②③は「非常時優先業務」とし、業務開始目標時間別に整理。

新型インフルエンザ等対策編

- 想定：強毒性のインフルエンザが発生。
職員の4割が感染、欠勤。ピークは約2週間継続。



業務整理のイメージ



- 具体的には、全ての業務を
 - ①事象発生時に新たに発生する業務
(新型インフルエンザ等対応業務)
 - ②優先継続業務
 - ③縮小業務
 - ④中止・延期業務
 に整理。①②は「発生時優先業務」とするとともに、④では、感染拡大防止のため積極的に中止する業務についても区分。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (H25.4)、奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画 (H26.1) に基づき策定する。